



- Q7 情報収集やマーケティングなどのためにアメリカでスタッフを雇いたいのですが、何か良い方法はないでしょうか？
- 当社のネットワークはアメリカに在住している様々な日本人スタッフと業務提携しています。税務会計、法務相談をはじめ情報収集でマーケティングコンサルティングや現地でのアテンド、果ては移住や永住、投資相談まで引き受けることが可能な、多彩な海外専門家が揃っています。アメリカに会社を設立した後に、必要な時に必要な業務をアウトソーシングすれば、日本から駐在員を派遣しなくても十分にビジネス展開が可能です。また、これらの海外特派員と基本定期契約を結べば現地でのビジネス拠点や取引先へのアピールのために、貴社の海外事務所としてその住所を使用することができます。必要な業務の料金につきましてはお客様のニーズに応じて個別にお見積もり致しますので、お気軽にお問い合わせ下さい。
- Q8 アメリカの会社宛てに届いた郵便物の転送や電話の受け応えは可能ですか？
- 米国デラウェア州をはじめ、主要な地域で会社宛てに届いた手紙・ファックスの受取りや転送、さらには掛かってくる電話の対応などの国際秘書代行サービスの提供も可能です。また、カリフォルニアやニューヨークなど全米各地にサテライトオフィスを月間\$200～で開設することも可能です。詳細は別途ご相談下さい。
- Q9 アメリカ法人を設立した後に、銀行口座を開設することはできますか？
- 取締役が非居住者（日本人）であってもアメリカで法人名義の銀行口座を開設することが可能です。銀行の小切手を使用したり、日本からファックスで銀行宛てに自分の署名をした指示書を送るにより入出金の処理ができます。また、入出金の明細や残高明細を日本の住所に送られてくるようにすることも可能です。但し、米国の口座開設にあたってはTAX ID（連邦税の申告番号）の取得と銀行による事前審査が必要になります。米国でのTAX IDの取得（有料）は日本にいながらにして当社が代行致しますが、銀行口座開設にあたっては本人が窓口でサイン登録をする必要がある場合もありますので詳しくはお問い合わせ下さい。
- Q10 アメリカ法人を設立した後に日本で支店を登記したいのですが？
- 日本の法務局に支店を登記するためには所定の申請用紙のほかに、設立証明書原本とその翻訳文、在外公館で認証された業務方法書とその翻訳文などが必要となります。会社の資本金、事業の目的、日本支店の所在地と代表者などが具体的に決まりましたら当社提携の司法書士が日本での支店登記を承ります。日本支店が登記されると、法人格で銀行口座を開設して日本での企業活動が可能になります。
- Q11 アメリカに法人を設立した場合、米国における税務申告は必要なのでしょうか？
- 会社を設立するだけで実際に事業活動を行わないのであれば、収益が発生せず休眠状態であるため、米国連邦政府への納税申告の必要はありません（但し、州登録税と登記更新費は必要です）。事業活動を本格的に行うのであれば米国内に収益の源泉があれば米国で、日本に収益の源泉があれば米国と日本で申告する必要があると考えられます。
- Q12 アメリカに会社を設立して、日本において当該会社の支店登記をした場合の税務申告はどのようにすればよいのでしょうか？
- 日本に支店登記をした場合、あくまでも支店は本社の一部ですから原則として本支店合算して米国での申告が必要です。また、日本においても支店が得た利益は日本で申告する必要があります。その際、日米税務協定による外国税額控除の手続きを取れば二重課税されることはありません。
- Q13 アメリカに会社を設立して米国で一切事業活動を行わないが、日本で支店登記をして事業活動を行う場合の税務申告はどのようになるのでしょうか？
- 日本支店については通常の日本法人と同じように日本国内で税務申告します。米国で設立された法人に対する課税はその法人が全世界において獲得した所得に対して課税されます（全世界所得課税という）。米国で事業活動を行わなかったとしても日本で得た収益に対して米国において申告する必要があります。但し、日本の決算書があれば米国での税務処理は比較的簡単で、米国での実質的な納税負担は免れるでしょう（詳しくは専門の税理士にお問い合わせ下さい）。
- Q14 アメリカに会社を設立して米国内において事業活動をした後、日本に支店登記をしてアメリカの本社と日本支店の間で取引を行った場合に注意すべき点はありますか？
- 本支店間の取引を日米間で行う場合、二重課税の問題が発生するのと同時にもう一つ非常に重要なことは移転価格税制にどう対処するのかといった問題です。この問題はかなり高度な税務の知識と豊富な経験が必要ですので注意を要します（詳しくは専門の税理士にお問い合わせ下さい）。
- Q15 アメリカ法人や日本支店の税務会計で専門の税理士を紹介してもらえますか？
- 当社では米国法人設立に際し、低コストの料金で日米の税務会計実務を提供する専門の日本人税理士（日本在住）をご紹介します。売上規模やその他の条件にもよりますが、月間記帳代行料は10,000円から、決算時税務申告料は100,000円からの料金で引き受けてくれますので、通常の日本法人の税務会計費用（月間3万～5万円、決算申告料15万円～20万円）に比べても負担が軽くてすみます。また、会社の事業規模やご希望に応じてアメリカ在住の米国公認会計士（日本人）などもご紹介させていただきます。

上記の税務に関する記述は、すべて弊社の私見であり税務当局の了解を得ているものではありません。海外法人の設立前や設立後の税務に関する問題は、顧問税理士または国際税務に詳しい専門の税理士にご相談されることをお勧めします。お客様が当社にて海外法人を設立後、税務上その他の問題が発生し損害を被ったとしても当社は一切責任を負いませんのでご了承ください。ご希望の方には税務や会計等に関する専門コンサルタント（有料）をご紹介させていただきます。プロフェッショナル・アドバイスの料金やサービス内容に関しては別途ご相談下さい。